

高知県交通安全協会広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県交通安全協会（以下「協会」という。）のホームページを有効活用するとともに、県民の「交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する。」という交通安全意識の普及・高揚を図るため、趣旨に賛同する県内企業等を対象とした広告事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の定義及び広告事業の対象範囲等)

第2条 この要綱において広告とは、協会が管理するホームページ、協会の広報用パンフレット等に掲載する企業の宣伝等をいう。

- 2 広告主及び広告内容が、交通安全の広告として適当でないと認められる場合、掲載することができない。
- 3 前項の広告主及び広告内容に関する掲載基準は会長が定める。

(広告料金の設定)

第3条 広告料金は、広告に係る実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、広告表示期間の長短等を考慮し、会長が定める。

(広告主の募集及び決定)

第4条 広告事業に係る広告主は、その掲載媒体ごとに公募する。

- 2 広告主の募集及び決定方法並びに広告掲載に必要な手続は、会長が定める。

(広告掲載に係る審査)

第5条 第2条第2項に関する事項に適切に対応するため、協会事務局において審査を行う。

(広告掲載に係る責任)

第6条 掲載した広告に関する責任は、広告主が負う。

- 2 広告内容等に虚偽又は事実と異なる内容を含むことが判明したときは、広告の掲載を中止するものとする。この場合において、広告掲載の中止に伴い生じる経費は、広告主が負担する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。